

特別定額給付金の支給を明日から開始します

－ 当初予定を1週間倒し、5月12日から支給開始 －

市では国の緊急経済対策を受け、特別定額給付金の支給に向けて準備を進めてきたところであり、5月1日からは、早急に給付金を必要とする方には、申請書ダウンロード方式による申請受付を行ってきました。

このたび、早期支給に向け、支給日を1週間倒し、今月12日から支給を開始します。また、市からの申請書の郵送方式による申請書の発送を今月18日から開始することとしました。

【特別定額給付金の申請・支給の概要】

1. 特別定額給付金の支給日（第1回）

5月12日（火）支給（432世帯・1,302人分を支給）

- ・当初発表の「5月18日頃」を1週間倒しで支給開始

2. 郵送方式（市から郵送された申請書に記載・返送する方式）

5月18日（月）より申請書を発送

- ・市から各世帯へ世帯構成員が記載された申請書類を発送
- ・申請書受領後、最短3日程度で支給予定

- ※ 感染症拡大防止のため、原則、郵送又はオンライン方式の利用をお願いします
- ※ 申請手続等について電話相談窓口を開設しています（下記お問い合わせ先）
- ※ 現在、申請方法等についてお困りの方への臨時相談窓口等の開設について検討しているところであり、決定次第ご案内いたします

本件についてのお問い合わせ先
企画財政部 企画財政課
新型コロナウイルス感染症緊急経済対策班
小杉・荒木・外山
電話：0256-77-6722（直通）